

議第29号

京都市産業関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について
京都市産業関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年 2月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市産業関係手数料条例の一部を改正する条例
京都市産業関係手数料条例の一部を次のように改正する。
別表家畜診療手数料の項中「農業災害補償法施行規則第33条第1項」を
「農業保険法施行規則第117条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

農業災害補償法施行規則の全部改正に伴い、規定を整備する必要があるの
で提案する。